

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 基本的枠組み

基本方針(主務大臣)

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・ 市町村が作成する基本構想の指針

等

関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に
際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務
（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

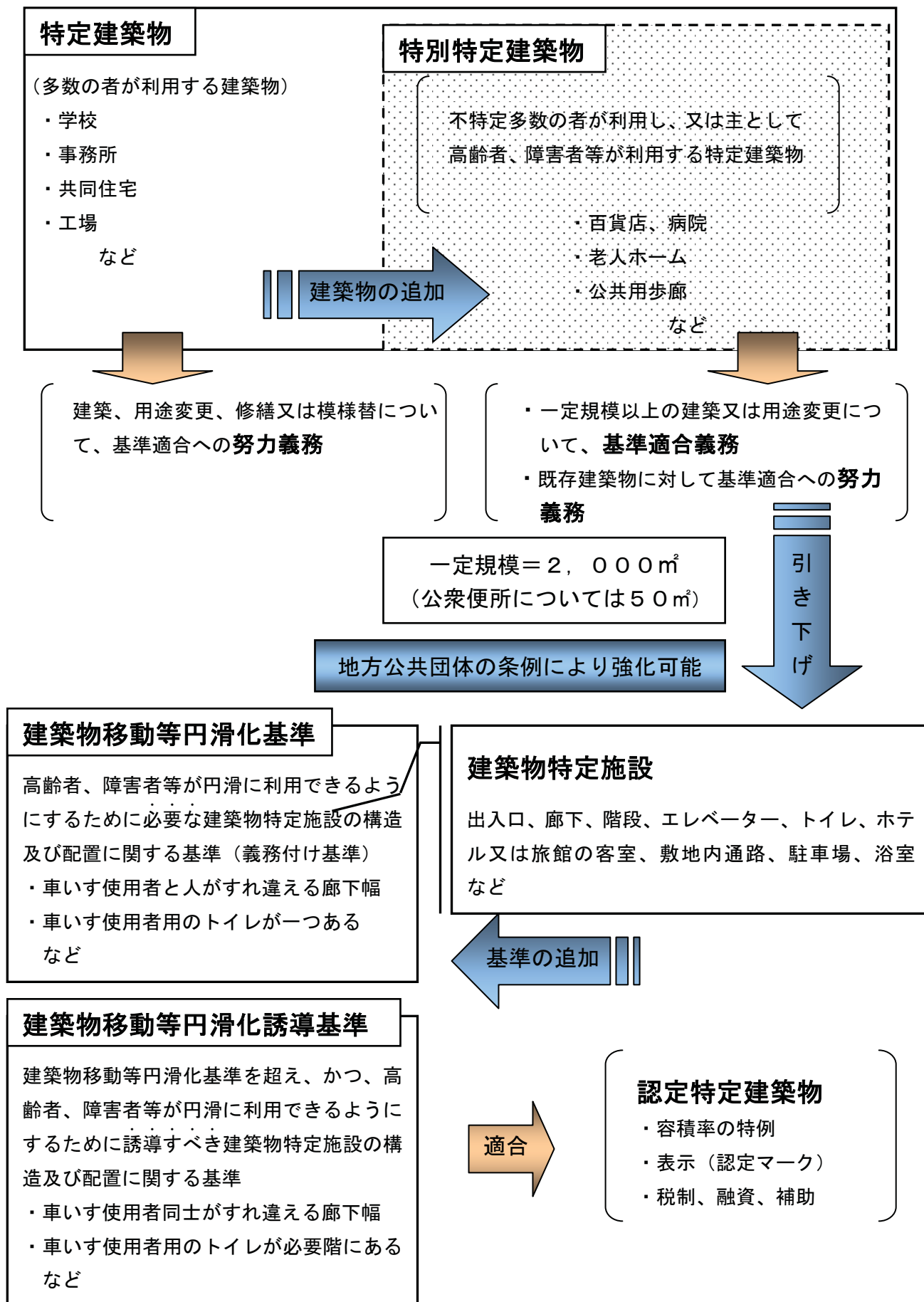
支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

建築物に係る単体規制の概要



建築物特定事業の実施までに関わる主体

対象地区：重点整備地区（§ 2 二十一）

要件：① 生活関連施設（旅客施設、官公庁施設、福祉施設等）が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区
② 生活関連施設、生活関連経路（施設相互間の経路）についてバリアフリー化のための事業が特に必要と認められる地区 等

市町村による基本構想作成の発意

住民等からの基本構想の作成提案制度※（§ 27）

※ 市町村は、作成・変更について遅滞なく公表。作成等しない場合は理由を明示。

市町村が施設管理者等に協議（§ 25⑦）

市町村、施設管理者、利害関係者からなる協議会を設置※（§ 26）

※ 施設管理者に建物所有者が含まれる。

移動等円滑化基本構想：市町村が重点整備地区について作成（§ 25①②）

内容：① 重点整備地区のバリアフリー化に関する基本方針
② 重点整備地区の位置及び区域
③ 生活関連施設、生活関連経路とこれらのバリアフリー化に関する事項（将来像）
④ 生活関連施設、特定車両等のバリアフリー化のために実施すべき特定事業等
⑤ その他の関連する事項（面的整備事業での配慮事項、駐輪場の整備に関する事項等）

建物所有者等による建築物特定事業計画の策定※（§ 35）

内容：① 建築物特定事業を実施する特定建築物
② 建築物特定事業の内容
③ 建築物特定事業の実施予定期間、必要資金額・調達方法
④ その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

・ あらかじめ、関係する市町村及び施設管理者の意見を聴かなければならない。

※ 関係する市町村（又は都道府県）及び施設管理者に事業計画を送付しなければならない。

建物所有者等による建築物特定事業の実施※（§ 35）

① 特別特定建築物のバリアフリー化に関する事業
② 特定建築物における特定経路のバリアフリー化に関する事業

（§ 2 二十八）

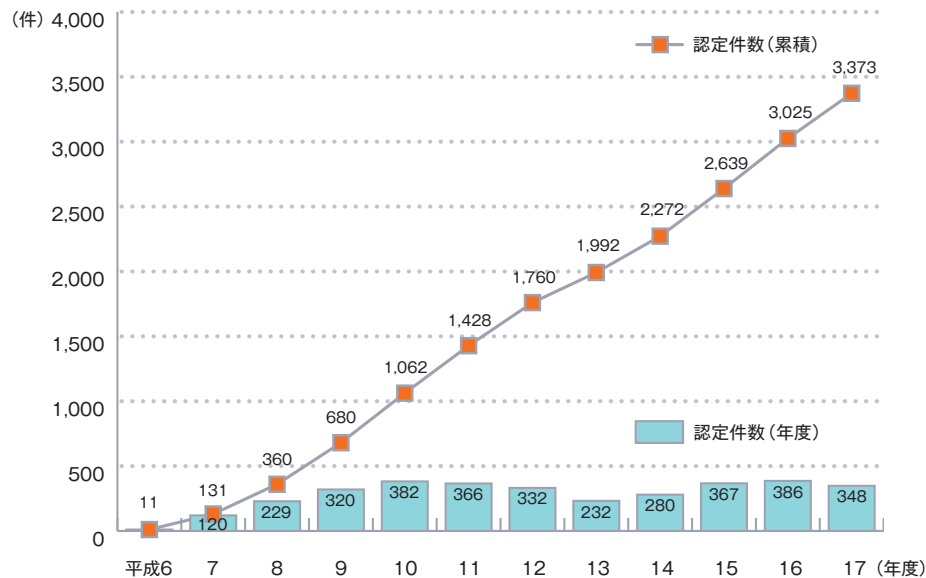
支援措置

・ 補助事業（バリアフリー環境整備事業 国 1/3, 地方 1/3, 事業者 1/3）
・ 政策投資銀行等による融資

※ 命令に従わないで、事業を実施しない場合は、罰則の適用あり（100 万円以下の罰金）。

バリアフリー化の現況について

バリアフリー法に基づく認証実績



バリアフリー法(建築物関係)に関するお問い合わせ先について

■ 融資等の問い合わせ先

【税特例、補助について】

国土交通省住宅局建築指導課 03-5253-8111

【融資制度について】

日本政策投資銀行本店都市開発部 03-3244-1714

中小企業金融公庫融資業務部特別貸付課 03-3270-1287

国民生活金融公庫融資東京相談センター 03-3270-4649

■ バリアフリー法に基づく規制・認定等の問い合わせ先

建築確認を行う行政庁(都道府県、市町村、特別区)にお問い合わせください。

※このパンフレットは、平成18年12月20日施行のバリアフリー法に対応しています。

※このパンフレットは、再生紙を使用しています。2007.4.

お年寄りや障害をお持ちの方などが利用しやすい建築物は、
誰もが利用しやすい建築物です。

ハートのある ビルをつくらう



バリアフリー法

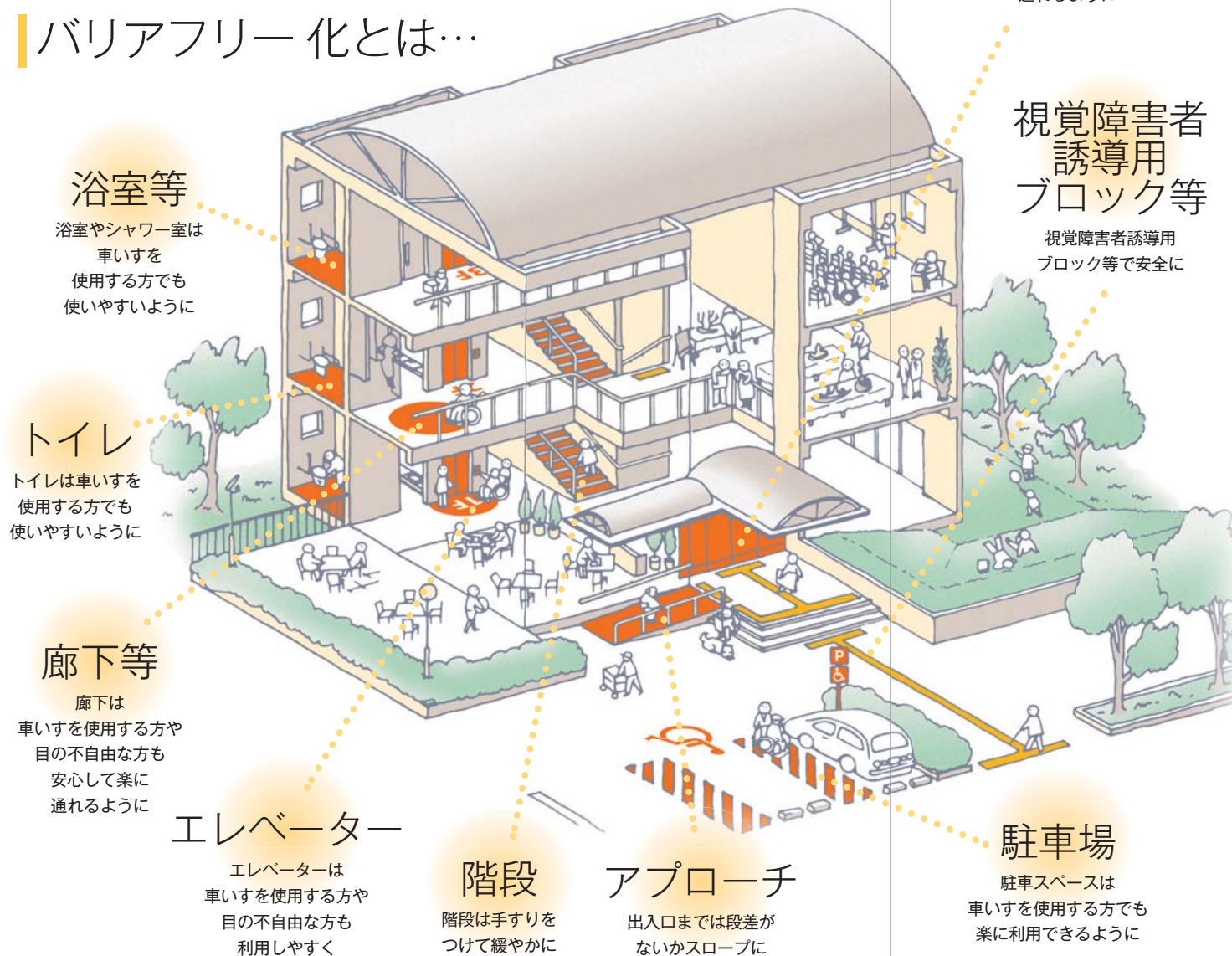
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

国土交通省

ハートのあるビルをつくろう

劇場や銀行、ホテル、デパートなど、誰もが利用する建築物、
老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、
事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物は、社会全体の財産です。
お年寄りや障害をお持ちの方も、子どもや妊娠中の方も、
皆が利用しやすい建築物にしていきたいと思います。

バリアフリー化とは…



バリアフリー法の仕組み

特別特定建築物の 建築主等の義務など

誰もが日常利用する建築物
や老人ホームなどをつくる
うとする際には、バリアフ
リー化しなければなりません。
また、これら既存建築
物に対しても、バリアフ
リー化するよう努めなければ
なりません。

特定建築物の 建築主等の努力義務

多くの方々利用する建築
物をつくらうとする際には、
バリアフリー化するよう努
めなければなりません。

次の基準に合うことが
必要又は求められています。

次の基準に合うことが
求められています。

建築物移動等円滑化基準 【最低限のレベル】

- ・車いす使用者と人とがすれ違える
廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレがひとつはある
- ・目の不自由な方も利用しやすい
エレベーターがある

地方公共団体の 条例

条例による建築
物特定施設の基
準の建築付加が
可能です。

建築物移動等円滑化誘導基準 【望ましいレベル】

- ・車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保
- ・車いす使用者用のトイレが必要な階にある
- ・共用の浴室等も車いす使用者が利用できる

計画の認定

建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の建築
主等は所管行政庁の認定を受けることができます。そ
の際、様々な支援措置を受けることができます。

認定のメリット

- 表示制度 ○容積率の特例○税制上の特例措置
- 低利融資 ○補助制度

建築物移動等円滑化基準、 建築物移動等円滑化誘導基準とは？

1 出入口

建物の出入口、居室の出入口などは車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。出入口の幅と前後のスペースを確保してください。

- 玄関出入口の幅 (1 以上)
80cm 以上 120cm 以上
- 居室などの出入口
80cm 以上 90cm 以上



2 廊下等

車いすを使用する方の通行が容易なように十分な幅を確保することが必要です。

- 廊下幅
120cm 以上 180cm 以上



3 傾斜路

スロープは緩やかなものとし、手すりを設け、上端には点状ブロック等を敷設してください。長いスロープには踊り場を設けることも必要です。

- 手すりの設置
片側 両側
- スロープ幅
120cm 以上 150cm 以上
- スロープ勾配
1/12 以下 1/12 以下 (屋外は 1/15 以下)



4 エレベーター

階と階の間の移動には、エレベーターで行けるようにすることが原則必要です。車いすを使用する方や目の不自由な方の利用に配慮した仕様としてください。

- 出入口の幅
80cm 以上 90cm 以上
- かごの奥行
135cm 以上 135cm 以上
- かごの幅 (一定の建物の場合)
140cm 以上 160cm 以上
- 乗降口ビー
150cm 角以上 180cm 角以上



5 トイレ

トイレを設ける場合には、車いすを使用する方や足の弱っている方も使えるようにすることが必要です。車いすを使用する方が使える十分な広さの便所を設けてください。

- 車いす使用者用便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに原則2%以上
- オストメイト対応便房の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上
- 低リップ小便器等の数
建物に1つ以上 各階ごとに1つ以上



6 ホテルや旅館の客室

ホテルや旅館の客室内の便所や浴室等は車いすを使用する方も使えるようにすることが必要です。

- 車いす使用者用客室の数
1つ以上 原則2%以上



7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

- 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

- 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則2%以上
- 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーターやトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるように視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようなする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の者が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようなする必要があります。(建築物移動等円滑化誘導基準)

バリアフリー法の対象となる建築物

対象用途

(以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えて努力義務の対象)

1. 特別支援学校
2. 病院又は診療所
3. 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4. 集会場又は公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7. ホテル又は旅館
8. 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター
その他これらに類するもの
11. 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、
水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、
若しくはボーリング場又は遊技場
12. 博物館、美術館又は図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行
その他これらに類するサービス業を営む店舗
16. 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で
旅客の乗降又は待合の用に供するもの
17. 自動車の停留又は駐車のための施設
(一般公共の用に供されるものに限る。)
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊

20. 学校（1の用途を除く。）
21. 卸売市場
22. 事務所（8の用途を除く。）
23. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
24. 保育所等（9の用途を除く。）
25. 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（11の用途を除く。）
26. キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール
その他これらに類するもの
27. 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室
その他これらに類するもの
28. 工場
29. 自動車の停留又は駐車のための施設（17の用途を除く。）

義務付け対象

2,000m² 以上

の新築、増築、改築、
用途変更に義務付け
(18. 公衆便所は 50m² 以上)

地方公共団体の の条例

条例による面積の
引き下げが可能です。

※既存建築物についても、
努力義務の対象

地方公共団体の の条例

条例による義務付け対象
への追加が可能です。

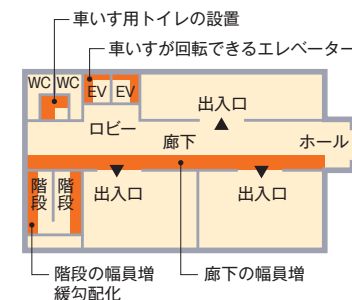
認定を受けるとこんなメリットがあります。

表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。法律では認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようにしています。なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。



シンボルマーク



容積率の特例

お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、トイレや廊下などの面積が増えることもあります。法律では延べ面積の 1/10 を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることができます。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能です。

税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物（2000m² 以上の昇降機を設けたものに限られます。）については所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）を可能としています。（租税特別措置法第 14 条の 2、第 47 条の 2）

低利融資

日本政策投資銀行や中小企業金融公庫等から低利の融資（日本政策投資銀行の場合、政策金利Ⅰ、融資比率 40%）が受けられます。また、認定を受けていない場合でも、一定の配慮がなされれば、低利の融資（日本政策投資銀行の場合、政策金利Ⅰ、融資比率 30%又は 40%）が受けられます。

補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】

美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、これらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。

